

自分ごとを自分の手に～労働組合とは

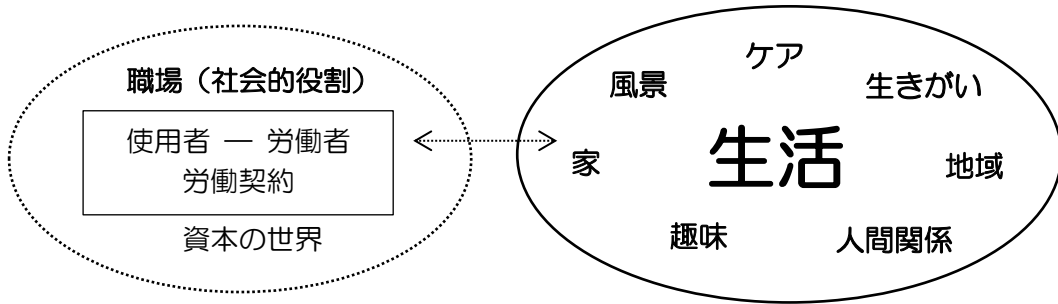
2023年9月～2024年8月
岡山県労働者学習協会 長久啓太

はじめに：そのものの意味を知る。知ることは、「見えてくる」こと。
それが、自分と関係があればあるほど、「おお！」となる。

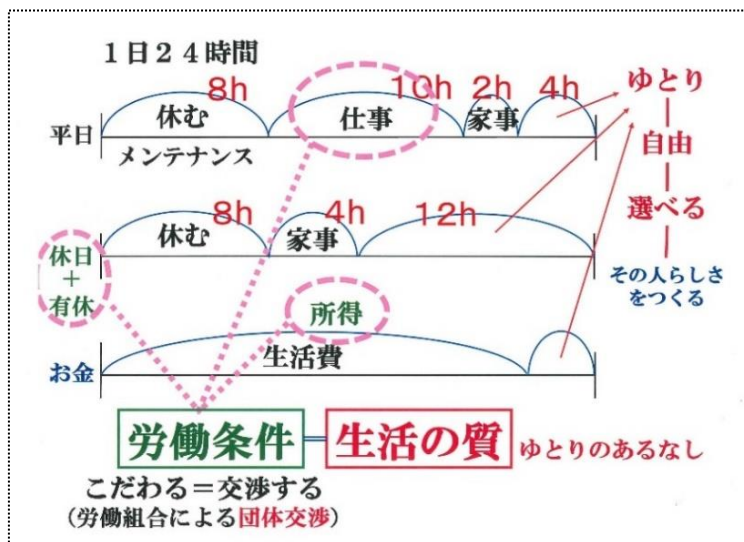
労働組合は、自分ごとである「生活」のありように直結している「労働条件」を交渉できる唯一の組織でありパワー。労働組合がなければ使用者の独壇場（独り舞台）。自分ごとを他人に決めさせない。労働組合の役割を、一緒に見にゆきませんか。

一。わたしの生活と労働組合

1. 日々の生活＝人生のステージ。生活には、時間とお金が欠かせない。
◇収入を得るために、時間決めて雇われるのが労働者。時間とお金を交換。



2. 生活にゆとりがあれば、「自分らしく生きる」条件が広がる。
◇「ゆとり」とは、「当面の必要を満たしたあとに、自由に使うことが出来る空間・時間や体力、他のことを考えるだけの気力があること」（三省堂『新明解国語辞典』第7版）



- ◇自分の生活や人生を操縦できている実感。手ごたえ。ゆとりが欠かせない。
- ◇生活の質と労働条件は連動。だから労働条件にこだわる。他人まかせにしない。

3. さまざまな労働条件。労働組合なら交渉できる。

- ◇いくら賃金をもらうか、働く時間はどれぐらいか、自分の希望する日に休めるか…。
- ◇休憩時間、仕事量、残業代、職場環境、配置転換、安全衛生、有給休暇、研修機会…。
- ◇職場内における正規・非正規の割合…。離職率も判断基準のひとつ。
- ◇職場にハラスメントはないか、差別はないか、ものが言える雰囲気があるか…。
- ◇妊娠・出産・育児にさいして、安心して休暇を取ることができるか。

4. 日本国憲法28条の労働基本権

- ◎「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」
- *「憲法は、労働者が自己の労働条件決定過程から排除され、それが使用者やその他第三者によって一方的に決定されるという事態を正義に反すると見て、(略)…彼らの実質的関与を積極的に保障したのである」(西谷敏『労働組合法 第2版』有斐閣)
- *「労働条件や経済的地位にかかわる労働者の自己決定あるいは関与は、他の労働者との連帯を媒介することによってはじめて現実的な実現の可能性を得る。憲法28条は、まさにそうした立場に立脚して労働者の関与権として労働基本権を保障した」(同上)
- ◇あなたのことにあなたが関与できる保障が、労働三権を「使う生き方」

二. 自分の大切なものを使って、自分の大切なものをまもる活動



1. 労働条件・職場環境…。非人間的な状況に慣れないために。

- ◇問いをもつことの大切さ
 - *長時間労働、不払い労働、生活苦しい賃金、ハラスメント、有休なかなか取れない…
 - *でも、人間は劣悪な環境にも「慣れる」「順応する」ことができる。適応力が高い。
 - *権利侵害が「常態化された」場所は、それが強固な常識や文化になっていることが多い。
 - *「これがふつう」「別に不満はない」と自分では思っている、その「ふつう」を相対化(たな卸し)してみる必要がある。学びと対話の機会が大切。問いを育てる。
- ◇考えないほうが、ある意味ラク。変えるにはエネルギーが必要。
 - *「どこもこんなものだ」「しょうがない」「働けているだけで幸せだ」…。人間らしさの「基準」「限度」は、気をつけないとスルスル下がる。
 - *小さな「あきらめ(我慢)」は、さらなる「あきらめ(我慢)」を引き寄せる。

2. 労働組合は、人権感覚をみがく最適の場所。仲間と一緒に声を出しあおう。

- ◇学ぶことで「労働組合」「人間らしさ」をつかむ。「おかしい」が見えてくる。
 - *労働基準法を中心とした労働法(労働者を守るルール)も身につけたい。おかしいことや理不尽なことをスルーしない力を育てよう。権利行使があたりまえの職場に。
- ◇1人では声をあげにくい。仲間と一緒に、労働組合で「要求の言葉」の発声練習を。

3. 私の大切なものを守るために、私の大切なものを使う活動

- ◇労働組合活動は、自分の時間や労力をつかう。活動を維持・推進するために組合費も必要。
- ◇でも、私の大切なもの(生活・時間・余暇・仕事への誇り…)を守るために労働組合はある。
 - *だからこそ自分の大切なものを少しずつ使って活動をする。時間、労力、得意なこと、知識、人脈、…。多様な仲間たちが力を少しずつ出しあうことで、大きなパワーを生み出し、現実を変える力に。みなが沈黙し、他人まかせになれば、綱引きで勝ち目なし。
- ◇手をつなぐことの意味。知ることで「見えてくる」。引き続き、学んでいきましょう☆